

松田町地域公共交通会議設置要綱の改正について

【改正内容】

- 1 地域の公共交通事業者として、箱根登山バス株式会社について、新たに委員に追加するもの。

## ○松田町地域公共交通会議設置要綱

制定：平成 22 年 2 月 1 日  
一部改正：平成 22 年 6 月 28 日  
一部改正：平成 23 年 5 月 12 日  
一部改正：平成 24 年 4 月 1 日  
一部改正：平成 25 年 4 月 1 日  
一部改正：平成 26 年 10 月 1 日  
一部改正：令和 3 年 11 月 5 日  
一部改正：令和 5 年 12 月 22 日  
一部改正：令和 6 年 9 月 27 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)及び道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)の規定に基づき、松田町における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成に関する協議等を行うため、松田町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置することについて必要な事項を定める。

### (協議事項)

第 2 条 交通会議は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 町における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (3) 町が運営する有償運送の必要性に関する事項
- (4) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項

### (交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議の構成員は、別表第 1 に掲げる団体等が推薦をした者及び別表第 2 に掲げる職にある者又はこれらの者が指名する者並びに学識経験者をもって組織し、町長が委嘱し、又は任命する。

2 構成員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

### (役員の数及び選任)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。

3 監事は、構成員のうちから会長が委嘱する。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員 の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計を監査する。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は会長が召集し、議長となる。

2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 構成員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。

4 会議の議決は出席構成員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提供させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、松田町政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 交通会議の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第11条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月27日から施行する。

別表第1(第3条関係)

団体等
松田町萱沼自治会
松田町弥勒寺自治会
松田町中山自治会
松田町土佐原自治会
松田町宇津茂自治会
松田町大寺宮地自治会
松田町虫沢田代自治会
松田町湯の沢自治会
松田町神山自治会
松田町かなん沢自治会
松田町中里自治会
松田町城山自治会
松田中学校 PTA
松田町社会福祉協議会
松田町商工振興会
神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
富士急モビリティ株式会社
神奈川県タクシー協会小田原支部
株式会社丹沢交通
箱根登山バス株式会社

別表第2(第3条関係)

職名
学識経験者
国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官
神奈川県県土整備局都市部交通政策課副課長
神奈川県県西土木事務所長
神奈川県松田警察署長
松田町自治会連絡協議会長

松田町副町長
松田町総務課長
松田町福祉課長
松田町まちづくり課長
松田町教育委員会教育課長
松田町観光経済課長
松田町安全防災担当室長
松田町定住少子化担当室長